**指定認知症対応型共同生活介護事業者　指定申請の手引き**

**１ 指定要件の概要**

地域密着型通所介護の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

（１）法人であること

　　営利法人・非営利法人を問わず、法人格を有していればこの要件を満たすことになります。ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

　　※株式会社、有限会社など法人格を取得（法務局に登記）していることが必要。

（２）人員基準について

**代表者**

ア　当該事業所の運営法人の代表者である。

　　　※法人の規模により、法人の代表者が地域密着型サービス事業部門の代表として取り扱うことが合理的ではない場合に限り、地域密着型サービス事業部門の責任者を代表者とすることができる。

　イ　①～③のいずれかの経験を有していること

　　　①以下の施設等において認知症である者の介護に従事した経験を有する者

　　　　特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、

　　　　介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共

　　　　同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等

　　　②訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有している

　　　③以下のサービス等の提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者

　　　　保健医療サービス（医療機関や訪問看護ステーション等）福祉サービス（特別養護老人ホーム等）

　ウ　指定を受ける際又は代表者変更の際に、認知症対応型サービス事業開設者研修（平成18年度以降）を修了している。

　　　※次の研修を修了している場合は、必要な研修を修了したものとみなされる

・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者

　　　　　研修　※平成17年局長通知及び平成17年課長通知に基づき実施されたもの。

・基礎課程又は専門課程　※平成12年局長通知及び平成12年課長通知に基　づき実施されたもの。

・認知症介護指導者研修

・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

**管理者**

ア　ユニットごとに常勤専従職員を配置する。

　　　ただし、管理業務に支障がない場合は、当該ユニットの他の職務、同一敷地内にある他の事業所・施設等、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所・指

　　　定護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

　　※２以上のユニットの管理者を兼務することが可能ですが、１のユニットの計画作成担当者を兼務する場合は、当該ユニット以外の職務（管理者を含む）に従事することができません。

　イ　次に掲げる施設・事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、３年以上、認知症である者の介護に従事した経験を有している。

　　　　特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、　　介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共　　　　同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等

　ウ　認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している。

　　　ただし、次の要件をいずれも満たす場合には、上記研修を修了したものとみなされる。

　　　①平成18年３月31日までに実践者研修又は基礎課程を修了

　　　②平成18年３月31日時点で次のいずれかの事業所等の管理者の職務に従事

　　　　・特別養護老人ホーム

　　　　・老人デイサービスセンター

　　　　・介護老人保健施設

　　　　・認知症対応型共同生活介護事業所

　　　　　　（認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者に限る）

**介護従業者**

ア　ユニット毎に、常勤の介護従業者を１人以上配置している。

イ　夜間及び深夜の時間帯以外の配置

　　　ユニットごとに、利用者数（前年度の平均値）が３人又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で１人以上配置している。

　ウ　夜間及び深夜の時間帯の配置

　　　ユニットごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従事者を配置する。

　エ　小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合

　　　員数を満たす介護従業者を置くほか、小規模多機能型居宅介護事業所の人員を満たす従業者を置いている又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員を満たす従業者を置いているときは、併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

**計画作成担当者**

　ア　ユニット毎に専従の計画作成担当者を配置する。

　　　利用者の処遇に支障がない場合は、当該ユニットの他の職務を兼務できる。

　イ　保険医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、認知症対応型共同生活介護計画を作成させるのに適当と認められる者である。

　ウ　認知症介護実務者研修（基礎課程）（平成16年度まで）又は 認知症介護

　　　実践者研修（平成17年度以降）を修了していること。

　エ　計画作成担当者のうち、１人以上は介護支援専門員である。

　　　ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所との連携を図ることにより、当該認知症対応型共同生活介　護事業所の効果的な運営が期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。

　オ　介護支援専門員ではない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関して実務経験を有すると認められる者である。

（３）設備基準について

　　２つ以下の共同生活住居（＝ユニット）を有している。

　　居室・居間・食堂・台所・浴室・スプリンクラー等消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・トイレ・洗面設備等を備えている。

　　居間、食堂、台所は、ユニットごとの専用の設備となっている。

　　入居定員は１ユニットで５人以上９人以下となっている。

　①居室

　　一室の定員は１人としている。

　　一室の床面積は7.43㎡（和室の場合は4.5畳）以上である。

　　収納設備を別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広

　　さを有している。

　　廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分され、単に

　　カーテンや簡易なパネル等で室内を区分したものとなっていない。

　②他法令等に関する注意

　・建築基準法、消防関連法令等について、事前に建築担当者及び消防署に確認すること。

　　※特に、既存の建物（住宅・店舗等）を利用して事業所を開設する場合は、所轄庁での手続きや設備改修が必要となることがあるため、必ず事前に確認しておいてください。

（４）運営基準について

　・稲敷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年稲敷市条例第23号）を参照してください。

**２ 申請の流れ**

（１）事前協議

　　施設設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、確認を受けてから申請を行ってください。

　・建築関係法令等に係る手続きについては、所管する県南県民センター（建築指導課）と協議してください。

　・消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、所管する消防署に確認してください。

　・食事を提供する場合は、所管する保健所に確認してください。

　・事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。

（２）申請書の提出

　・事業開始予定日の30日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。

　・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。

　・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

**３ 申請に必要な書類**

　次の書類を市に一部提出してください。書類はＡ４版で統一してください。

（１）指定地域密着型サービス事業所指定申請書（様式第１号）

（２）認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項（付表４）

（３）添付書類

　　①登記事項証明書（登記簿謄本）又は条例等

　　②介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書の規定に該当しないことを誓約する書面

　　③従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

　　④経歴書（代表者・管理者）及び研修修了書の写し（代表者・管理者・計画作成担当者）

　　⑤就業規則の写し、組織体制図、資格証の写し（裏面に本人の署名・押印）、

　　　雇用契約書の写し又は誓約文

　　⑥建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するもの）

　　　外観及び内部の様子が分かるカラー写真（設備基準に規定されている部分を含む）

　　⑦設備・備品等一覧表

　　⑧運営規程（料金表を含む）

　　　次に掲げる事業の運営についての規程

　　　・事業の目的及び運営の方針

　　　・従業者の職種、員数及び職務の内容

　　　・利用定員

　　　・サービスの内容及び利用料その他の費用の額

　　　・入居に当たっての留意事項

　　　・サービス利用に当たっての留意事項

　　　・非常災害対策

　　　・その他運営に関する重要事項

　　⑨重要事項説明書

　　➉利用者と事業所の契約書

　　⑪利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

　　⑫損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）

　　⑬協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容

　　⑭介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要

　　⑮（建物・土地を賃貸借する場合）　建物・土地を賃貸借契約書の写し

　　⑯建築基準法の規定による検査済証（用途変更の場合は工事完了届）の写し

　　⑰消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し

　　⑱介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制等状況一覧表を添付））、加算等に関する届

　　⑲返信用封筒（長３封筒）に84円分の切手を貼付

**４　その他**

（１）事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分ご理解の上取り組まれるようお願いします。

　　　※介護保険法令や通知等の内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp/）等をご参照ください。

　　　　独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（http://www.wam.go.jp/）でも提供されています。

　（２）他法令等に関する注意

　　　建築基準法、消防関連法令等について、事前に所管の建築担当者（県南県民センター）及び消防署に確認してください。

　　　特に、既存の建物（住宅・店舗等）を利用して事業所を開設する場合は、手続きや設備改修が必要となるため、必ず事前に確認しておいてください。

　　　※手続きが必要な場合は、申請時までに手続きを完了してください。

**５　お問い合わせ・申請書類提出先**

　　　 〒300-0595

　　　　稲敷市犬塚1570番地1

　　　　稲敷市保健福祉部 高齢福祉課

　　　　TEL 029－892－2000（代）内線2125　　　　FAX 029－893－1543